⑷　導入予定時期　令和２年度12月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
①　要求システムは、診療系・看護系・医事系の３要素を対等な関係において統合し、本学の診療業務を総合的に支援しつつ、病院業務を円滑に運営・管理できるとともに、全体のセキュリティ管理機能を備えること。
②　要求システムは、病院運営管理機能として、システム保守管理、ユーザ管理、アクセス権管理及び履歴管理、看護人事管理、物流管理、病床管理のほか、リスクマネージメントのサポート機能等を有すること。
③　要求システムは、教育・研究、業務分析等に活用可能なデータの蓄積・二次利用を前提とした構成をとり、電子化診療録としての機能と要件を有すること。加えて、要求システム内の各機能及び本調達に含まれるサブシステム並びに本学既存の各システムとの間は相互に連携してデータの有効利用を図り、冗長な入力を避けること。また、教育機関であることから学生・研修医の指導に必要なオーダ・記録指導機能を有すること。
④　診療に関わるオーダリング機能の対象として、患者基本情報、予約（外来、入院、他科・他部署受診、各種指導等）、検査(検体・生理・放射線・内視鏡・輸血・病理等)、処方（院内・院外等)、注射（外来・入院等、院内調剤等)、処置（外来・病棟処置、放射線治療、内視鏡・透析・理学療法・歯科処置等)、輸血、手術、看護ケア、患者移動（入退院を含む転棟・転科・主治医の変更・転床・外泊等)、食事、ＩＣＤコードに基づく病名、厚生労働省診断群分類、治験、医療文書等を含むこと。これらのオーダは患者リストバンド等を用いた患者確認と安全・精度管理に必要となるタイムスタンプ・実施者・実施場所等の属性を保持した実施入力に基づく運用を前提とし、時系列に沿った一覧機能を有するとともに、オーダ内容の変更履歴を備えていること。
⑤　電子カルテシステムは、電子化診療録機能（厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」で求められている要件）を遵守したものであること。
⑥　医事会計サブシステムは、電子レセプトの生成及び会計業務と経営分析に必要となるオーダ情報・実施情報の全ての項目を取り込んで蓄積し、入力の自動化に対応すること。
⑦　要求システムの各端末は、マルチウインドウやＧＵＩを採用し、操作性の統一を図り、快適な作業環境を提供すること。また、一部の端末は、セキュリティ機能を有した無線を利用した可搬型とし、全ての端末の一元管理を実現するために統合的な機能を提供すること。
⑧　情報伝達の接続手順はＴＣＰ／ＩＰ、画像はＤＩＣＯＭ・ＪＰＥＧ及びＭＰＥＧ、電文情報はＨＬ７とＸＭＬなどの標準的な仕様を前提とした、マルチベンダーマルチプラットホームに対応可能なオープンシステムであること。また、地域連携にも対応可能なシステムであること。
⑨　要求システムは、現有システムに接続し運用している各部門のサブシステム及び医療機器等と既設の光ケーブル及びＵＴＰケーブルを介しＴＣＰ／ＩＰにて接続して利用できること。
⑩　要求システムは、いわゆるノンストップシステムとして構成し、且つ迅速なレスポンスを確保できる性能を有すること。
⑪　災害・障害時を想定した安全かつ安心なデータのバックアップ体制を提案すること、加えて、システム障害時や災害によるシステム損壊時であっても、患者の診療情報を参照できること。
⑫　要求システム全体の保守管理体制及び操作教育体制を有し、これを行うこと。
⑬　蓄積された情報から臨床研究・教育、経営分析等の二次利用をはかるために、個人の特定が可能な状態及び不可能な状態（匿名化）双方の形で、全ての蓄積情報を二次利用データベースに蓄積できる機能を有すること。
⑭　本学の指示により、要求システム上で運用上必要となる技術情報等を提供すること。また、本学に現有する病院情報システムに蓄積された診療情報等の必要となるデータ群及びマスター等を、本学より提供された情報をもとに要求システム上に移行し、利用可能とすること。
⑮　要求システムにおけるデータは、真正性及び見読性が保証されるデータ構成とし、汎用フォーマットでシステム外部に保存できること。また、今後、要求システムからのデータ移行が必要となる場合には、本学に対し、そのために必要となる情報を提供すること。また、本学及び本学が認めた第三者がこれらを移行作業に利用することを認めること。
⑯　病院のみの院内無線ＬＡＮと、別調達の外部接続可能な学内無線ＬＡＮ及び病棟ナースコール用無線ＬＡＮを統合し、効率的な無線ＬＡＮ環境を構築すること。
⑰　電子カルテ端末からインターネットを安全に利用可能とするため、仮想環境を構築すること。
⑱　使用頻度の低い端末を集約し、仮想端末で共用させること。また、当院職員がセキュリティ対策をされた外部から仮想端末を使用できること。
⑲　ネットワーク監視サーバ等、既設の機器やシステムを活用し、多重投資を避けること。
⑳　プリンタ等を消費電力の低い機種にするなど、経費節減に資する機器を提案すること。
㉑　端末や外部媒体及びファイル共有サーバを利用した、ファイルの持ち出し・持ち込みの制限及び記録（いつ誰がどこで何を）が可能な機能を提供すること。ファイル共有サーバについては、部署別に容量制限及びパスワード化が可能であること。
㉒　電子カルテシステム・部門システムと、既設の買取システム・買取機器との間にファイアウォールを設置し、ネットワークを分割すること。
㉓　要求システムは、現行システムが持つ機能を継承すること。利用者の利便性を損なわず、他の機能で同じ目的が達成できればそれでも良い。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　令和２年９月23日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提供先　〒409―3898 山梨県中央市下河東1110番地　山梨大学医学域事務部管理課病院契約グループ　井上　　心　電話055―273―9224

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴　交付期間　令和２年８月17日から令和２年９月23日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。
⑴　開催日時　令和２年８月24日14時00分
⑵　開催場所　山梨大学医学部キャンパス内管理棟２階中会議室

5　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

6　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 14
⑵　Nature and quantity of the products to be rent : Integrated Hospital Information System 1 Set
⑶　Type of the procurement : Rent
⑷　Basic requirements of the procurement :
①　The clinical information system, the nursing information system, and the accounting system are unified into the Integrated Hospital Information System.
②　The system must allow for system maintenance, user administration, personnel management, SPD for medical staff, ward management, and risk management.
③　The system must function as an electronic medical record, with a structure that assumes the storage and secondary use of data that can be used for education／research and business analysis. The system must have the function for the attending doctor to approve the clinical record written by medical students and interns.